

(資料四)

平成二十九年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4

平成29年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第141号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第142号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第143号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 初任給調整手当の改正（第141号議案に限る。）

ア 医師又は歯科医師に係る手当の支給月額の限度額の改正

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,800円	414,300円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,600円	50,700円

イ 獣医師に係る手当の支給期間及び支給月額の限度額の改正

	改正前	改正後
支給期間	採用の日から9年以内	採用の日から13年以内
支給月額限度額	45,000円	50,000円

(3) 期末手当の支給割合の改正

任期付研究員及び特定任期付職員（第141号議案に限る。）

ア 平成29年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の150	100分の160

イ 平成30年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の145	100分の150
12月	100分の160	100分の155

(4) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成29年度

㍿ (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の77.5	100分の87.5
特定管理職員	12月	100分の97.5	100分の107.5

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の42.5	100分の47.5
特定管理職員	12月	100分の52.5	100分の57.5

イ 平成30年度以降

㍿ (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の77.5	100分の82.5
	12月	100分の87.5	100分の82.5
特定管理職員	6月	100分の97.5	100分の102.5
	12月	100分の107.5	100分の102.5

(イ) 再任用職員等

区分	支給月	改正前	改正後
----	-----	-----	-----

職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の42.5	100分の45
	12月	100分の47.5	100分の45
特定管理職員	6月	100分の52.5	100分の55
	12月	100分の57.5	100分の55

(5) 第1号任期付研究員及び特定任期付職員について、公布の日の属する月の翌月（公布の日が月の初日であるときは、その月）の給料の額において所要の調整措置を行うこと（第141号議案に限る。）。

(6) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理（第141号議案に限る。）

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)（2の(5)に係る部分に限る。）、(5)及び(6)については公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、2の(2)のイ、(3)のイ及び(4)のイについては平成30年4月1日から施行する。

(2) 2の(1)（2の(5)に係る部分を除く。）及び(2)のアについては平成29年4月1日から、2の(3)のア及び(4)のアについては平成29年12月1日から適用する。

第144号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第141号議案から第143号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 平成29年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の160	100分の170

(2) 平成30年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の145	100分の150
12月	100分の170	100分の165

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、平成29年12月1日から適用する。ただし、2の(2)については、平成30年4月1日から施行する。

第145号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、教員特殊業務手当の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定

区 分	改正前	改正後
(1) 修学旅行等引率指導業務	4,250円	5,100円
(2) 対外運動競技等引率指導業務	4,250円	5,100円
(3) 部活動指導業務		
ア 4時間以上	3,000円	3,600円
イ 2時間以上4時間未満	1,500円	1,800円

3 施行期日

平成30年1月1日から施行する。